

(別紙)

機能性表示食品に関する質疑応答集（新旧対照表）

改正後	改正前
機能性表示食品に関する質疑応答集 平成 29 年 9 月 29 日（消食表第463号） 一部改正 平成 30 年 3 月 38 日（消食表第156号） 一部改正 平成 31 年 3 月 15 日（消食表第 94 号） 一部改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第126号） <u>一部改正 令和元年 7 月 1 日（消食表第131号）</u>	機能性表示食品に関する質疑応答集 平成 29 年 9 月 29 日（消食表第463号） 一部改正 平成 30 年 3 月 38 日（消食表第156号） 一部改正 平成 31 年 3 月 15 日（消食表第 94 号） 一部改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第126号）
目次 問 1～問 123 （略） <u>問 124 届出を公表するまでの期間はどのくらいか。</u>	目次 問 1～問 123 （略） <u>(新設)</u>
用語略称一覧 （略）	用語略称一覧 （略）
問 1～問 73 （略）	問 1～問 73 （略）
問 74 届出資料について、左右の余白は必ず 30mm としなければならないか。	問 74 届出資料について、左右の余白は必ず 30mm としなければならないか。
用紙サイズは原則として <u>日本産業規格</u> A4 とし、左右の余白は 30mm とすることとしている。消費者への情報提供の観点から、十分な余白を確保することが望ましいが、食品の分析を行った第三者機関からの資料等、届出者において改変することができない資料については、余白が 30mm でなくても差し支えない。	用紙サイズは原則として <u>日本工業規格</u> A4 とし、左右の余白は 30mm とすることとしている。消費者への情報提供の観点から、十分な余白を確保することが望ましいが、食品の分析を行った第三者機関からの資料等、届出者において改変することができない資料については、余白が 30mm でなくても差し支えない。

問 75～問 123 (略)

問 124 届出を公表するまでの期間はどのくらいか。

届出に不備がない場合、消費者庁に届出資料が提出された日から 50 日※を超えない期間に公表することを目標としている。

なお、届出に不備がある場合は、同様の期間に差戻しを行うことを目標としている。

※ 問 77 に示す「機能性表示食品（再届出）」の場合は 30 日

問 75～問 123 (略)

(新設)